

平成26年12月25日

受益者の皆様へ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

損保ジャパンーD I AM日本株アクティブ・ファンド
信託終了（繰上償還）＜予定＞のお知らせ

拝啓 平素は、弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では「損保ジャパンーD I AM日本株アクティブ・ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、信託期間中ではございますが、下記の日程にて信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させていただくことを予定しております。

当ファンドは平成12年7月より運用を開始しましたが、受益権総口数が信託約款で定める口数（1億口）を下回っており、今後、受益権口数の大幅な増加も見込めないため、平成27年3月27日をもって信託を終了（繰上償還）する予定です。また、信託終了（繰上償還）することとなった場合、平成27年3月10日以降のご換金の申込みについて、信託財産留保額を撤廃する予定です。

手続き等につきましては、後掲する詳細をご参照下さい。

ご異議のある方のみ、後掲する「2. 異議申立て手続き」をご確認のうえ、お手続き下さい。

なお、今般の信託終了（繰上償還）にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。

何卒、この信託終了（繰上償還）についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

[本件に関するお問い合わせ先]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 営業部

電話番号 03-5290-3519（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

1. 今後の手続きと日程

内容	日程	詳細
公告日	平成26年12月25日	信託終了(繰上償還)の予定は、日本経済新聞(朝刊)で公告いたします。
異議申立期間	平成26年12月25日 ～ 平成27年2月2日	公告日現在の受益者は、異議申立期間中に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に対し、書面により、信託終了(繰上償還)に関する異議を申立てることができます。 ※詳細は後掲する「2. 異議申立て手続き」を参照下さい。 なお、信託終了(繰上償還)にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。
信託終了(繰上償還)正式決定日	平成27年2月2日	上記期間に受付けた異議申立口数を集計します。 集計した異議申立口数が・・・ ・ <u>受益権総口数の二分の一を超えない場合</u> 予定通り、信託終了(繰上償還)を行うことを決定します。 ・ <u>受益権総口数の二分の一を超えた場合</u> 信託終了(繰上償還)は行いません。 この場合、信託終了(繰上償還)を行わない旨を速やかに日本経済新聞にて公告し、受益者の皆様へ書面を交付します。
信託約款変更適用日	平成27年3月10日	信託終了(繰上償還)が正式決定した場合、平成27年3月10日以降のご換金のお申込みについて、信託財産留保額を撤廃します。
信託終了(繰上償還)日	平成27年3月27日	正式決定した場合、信託を終了(繰上償還)いたします。

2. 異議申立て手続き

<信託終了(繰上償還)にご同意いただける場合>

特別な手続きは必要ありません。

<信託終了(繰上償還)にご異議がある場合>

以下の内容を記入した書面をご用意いただき、異議申立期間中(平成26年12月25日～平成27年2月2日)に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社までご郵送下さい。

- ・ **締切日:平成27年2月2日弊社必着** (平成27年2月3日以降の到着分は無効となります。)

(1) ご記入いただく内容

① ファンド名称 (損保ジャパンーDIAM 日本株アクティブ・ファンド)	④ 電話番号(日中連絡先)
② 住所	⑤ 平成26年12月25日現在の保有口数 ○○○口
③ 氏名(記名・販売会社のお届け印捺印※)	⑥ 取扱販売会社、取引店名、口座番号
	⑦ 信託終了(繰上償還)についてご異議がある旨

- ※ お届け印の登録がない販売会社でご購入の場合、捺印は不要です。
- ※ 後掲する「(2)ご注意事項」を必ずお読みください。

＜送付先＞ 〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 商品企画部

(2) ご注意事項

- ・ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一の販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、販売会社または口座ごとの保有口数をご記入下さい。
- ・ 書面につきましては、官製はがき、封書等の指定はございません。任意の形態の書面をご自身でご用意いただきますようお願い申し上げます。
- ・ ご記入内容に不備等がある場合には、異議お申立てを受付けできない場合があります。
- ・ 異議お申立ての受益者の受益権口数を確認するため、取扱販売会社に対して口数の確認を行います。その際、必要がある場合にはご本人確認のための書類をご提出いただくことがあります。

3. 異議お申立てされた受益者の買取請求手続き

- ※ 異議をお申立てされた受益者が対象となります。
- ※ ただし、信託終了（繰上償還）に異議をお申立てされた受益者が、**必ず買取請求をしなければならないわけではございません。**
- ※ 買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意下さい。

(1) 買取請求について

信託終了（繰上償還）が決定した場合、異議をお申立てされた受益者は、**買取請求期間中（平成27年2月13日～平成27年3月4日）**に自己に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対して※、投資信託財産による買取請求をすることができます。

- ※ 買取請求は、信託終了（繰上償還）に対し異議をお申立てされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

(2) お手続きについて

お手続き方法は異議お申立てされた受益者の方に対して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントより別途ご案内させていただきます。

(3) 買取価額

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額※となります。

- ※ 受託銀行で必要書類を受領した日に算出される基準価額

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。

(4) ご注意事項

- ・ 当該買取事務に関する費用（振込手数料、計算書送付費用等）は**お客様負担として、買取代金から差し引かれます。**
- ・ 上記の手続きが必要となるため、買取請求手続きによる買取代金のお支払いは、取扱販売会社に対して行う**通常の換金手続きよりも日数を要する可能性があります。**

- ・ 異議申立期間中、買取請求期間中ともに、信託終了(繰上償還)に異議をお申立てしたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り、ご換金のお申し込みを受付けます。

個人情報の取扱いについて

異議お申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(弊社)が共有することにご同意いただいたこととします。なお、本手続きに伴い取得した個人情報は異議お申立ておよび買取請求に関する事務を処理するために利用し、それ以外の目的では使用いたしません。

4. ご参考

予定している信託約款変更の内容は、以下の通りです。

信託終了(繰上償還)が決定した場合、平成27年3月10日より適用いたします。

<信託約款新旧対照表>

【追加型証券投資信託 損保ジャパンーD I AM日本株アクティブ・ファンド】

訂正後	訂正前
【信託契約の一部解約】 第50条(略) ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。 (略)	【信託契約の一部解約】 第50条(略) ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。 (略)

以上